# ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (アッティカ県に対する制限措置の一部強化(2月11日から2月28日まで)

2021年2月10日 在ギリシャ日本国大使館

2月10日、ギリシャ政府は新型コロナウイルス対策として、アッティカ県に対する制限措置の一部強化について発表しました。2月8日当館より発出したメール(国内制限措置の一部制限強化(2/6 当館からのお知らせの詳細) https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100146802.pdf)の追加措置となります。

今回の措置に関しては、官報が未だ掲載されておりませんので、詳細が判明次第、 改めてお知らせさせていただきます。

#### ■制限措置の有効期間

2月11日午前6時から2月28日まで

#### 1 閉鎖等

- (1) 小売店、美容院、理髪店、ネイルサロン等の美容店、ショッピングモールは閉鎖
  - (2) すべての学校は閉校とし、オンライン授業とする

### 2 営業の継続

- (1)スーパーマーケット、薬局、食料品店、ガソリンスタンド、クリーニング店、 キオスクは営業可
  - (2) 小売店はネット販売のみ営業可
  - (3) 花屋は2月13日(土) 及び2月14日(日) のみ予約制で営業可
  - (4) メガネ・補聴器店、車検場 (KTEO)、自動車修理店は予約制で営業可

皆様におかれましては、感染拡大とそれに伴う制限措置の強化で、ご心配、ご不便をお感じのことと存じますが、引き続き、可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい、マスクの適切な使用等により、感染防止に努めてください。

## 在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911

FAX:210-670-9981

HP: http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail:consular@at.mofa.go.jp